

宮城県公報

令和7年12月23日(火)
定期第660号

目次

告示

- 救急医療機関の認定(医療政策課)
- 農用地利用集積等促進計画の認可(農業振興課)
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(2件)(都市計画課)

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(契約課)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(同)

企業局

- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程(企業局公営事業課)

議会

- 宮城県議会事務局処務規程(議会事務局総務課)
- 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(同)

宮城県告示第712号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和7年12月23日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
イムス明理会仙台総合病院	仙台市青葉区中央四丁目5-1	令和7年12月20日	令和10年12月19日

宮城県告示第713号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 12 月 23 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

2 認可年月日

令和 7 年 12 月 23 日

宮城県告示第714号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第715号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- (2) 名称 成田地区計画

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月23日

宮城県知事 村井嘉浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達印刷物及び発注予定数量 みやぎ県政だより 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日(水)
- (4) 納入場所 発注者指定の場所(宮城県庁及び宮城県内各市町村65か所(予定))

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。(登録業種が「B 印刷物類」であること。)
- (3) 当該印刷物の製造が可能となる印刷機を自社で所有し、当該発注に係る印刷物は自社で印刷すること。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者ないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(9) 当該印刷物が災害等により履行が困難となった場合には、提携企業に支援を求めるなど、遅滞なく発行できる体制を有すること。

(10) 過去3年以内に、1回あたりの発行部数が本案件と同規模以上の定期刊行物を年4回以上発行した受注実績が2件以上あること。

(11) 本件担当者が複数名常駐している営業拠点が公共交通機関（特急券の利用可）や車両により県庁から1時間以内で移動できる距離にあり、かつ、本件に係る印刷工場が、公共交通機関（特急券の利用可）や車両により県庁から2時間以内で移動できる距離にあること。

(12) 本件担当者については、印刷業務に複数年携わるなど知識や経験が豊富であることとし、編集やデザイン、印刷等の各部門と速やかに連携できる体制を持つものであること。

(13) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和8年1月13日（火）午後4時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 小野寺 由美 電話022-211-3333）

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年1月13日（火）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年1月13日（火）午前9時から令和8年1月20日（火）午後4時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

書に定めるところにより令和8年1月20日（火）午後4時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月3日（火）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

（ア）日時 令和8年2月3日（火）午後5時

（イ）場所 （2）と同じ

（ウ）郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

（エ）提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年2月5日（木）午前10時30分

宮城県庁行政庁舎10階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条及び第98条の規定による。

（3）契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

（4）入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

（5）入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

（6）落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7）契約書作成の要否 要

（8）この契約は、電子契約を選択することができる。

（9）申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

（10）詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured: Printing of Miyagi Government News (Miyagi Kensei Dayori) 1 set.

2 Contract Period: From contract settlement to March 31, 2027 (Wed.)

3 Place of Delivery: Locations as designated by the ordering party (Miyagi Prefectural Government Office and 65 other locations in municipalities in Miyagi Prefecture).

4 Deadline for Bid Submission: February 3, 2026 (Tue.), 5:00 p.m.

5 Contact Information : Yumi Onodera, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government,
3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年12月23日

宮城県知事 村井嘉浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

木製両袖机ほか 一式

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

3 落札者を決定した日

令和7年12月5日

4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

株式会社太陽事務機 仙台市宮城野区高砂一丁目10番地の2

5 落札金額

36,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年11月14日

宮城県企業局管理規程第 10 号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 7 年 12 月 23 日

宮城県公営企業管理者 千葉衛

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和 49 年宮城県企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p>局長</p> <p>1 職員に関する次のこと。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 局長（これに相当する職を含む。(17)及び(22)において同じ。）の職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り等並びに週休日の振替等並びに休憩時間の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>(7)～(29) [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>副局長</p> <p>職員に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 本局の課長の職にある職員の週休日の指定及び勤務時間の割振り等並びに週休日の振替等並びに休憩時間の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(11) [略]</p>	<p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p>局長</p> <p>1 職員に関する次のこと。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 局長（これに相当する職を含む。(17)及び(22)において同じ。）の職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替並びに休憩時間の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>(7)～(29) [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>副局長</p> <p>職員に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 本局の課長の職にある職員の週休日の指定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替並びに休憩時間の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(11) [略]</p>

各課長

1 職員に関する次のこと。

(1)～(4) [略]

(5) 所属の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り等並びに週休日の振替等並びに休憩時間の承認並びに時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

(6)～(12) [略]

2～16 [略]

公営事業課長

1～6 [略]

水道経営課長

1 [略]

各総括課長補佐

1 職員に関する次のこと。

(1) [略]

(2) 課員（所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

(3)～(6) [略]

2～7 [略]

各課長

1 職員に関する次のこと。

(1)～(4) [略]

(5) 所属の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替並びに休憩時間の承認並びに時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

(6)～(12) [略]

2～16 [略]

公営事業課長

1～6 [略]

水道経営課長

1 [略]

各総括課長補佐

1 職員に関する次のこと。

(1) [略]

(2) 課員（所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

(3)～(6) [略]

2～7 [略]

<p>各所長</p> <p>1 職員に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所長の職にある職員及び所員の週休日の指定及び勤務時間の割振り等並びに週休日の振替等並びに休憩時間の承認並びに時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>各所長</p> <p>1 職員に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所長の職にある職員及び所員の週休日の指定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替並びに休憩時間の承認並びに時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
---	---

附 則

この管理規程は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県議会訓令甲第9号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

宮城県議会議長 佐々木幸士

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和51年宮城県議会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局長の専決) 第7条 [略] (1)～(7) [略] (8) 事務局長又は副事務局長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定 (9)～(26) [略]	(事務局長の専決) 第7条 [略] (1)～(7) [略] (8) 事務局長又は副事務局長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定 (9)～(26) [略]
(副事務局長の専決) 第7条の2 [略] (1) [略] (2) 課長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定 (3)～(9) [略]	(副事務局長の専決) 第7条の2 [略] (1) [略] (2) 課長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定 (3)～(9) [略]
(課長の専決) 第8条 [略] 2 [略]	(課長の専決) 第8条 [略] 2 [略]

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 総括課長補佐の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(23) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(総括課長補佐の専決)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 職員（総括課長補佐以上の職にある者を除く。次号及び第3号において同じ。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 総括課長補佐の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(23) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(総括課長補佐の専決)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 職員（総括課長補佐以上の職にある者を除く。次号及び第3号において同じ。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県議会訓令甲第10号

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

宮城県議会議長 佐々木幸士

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宮城県議会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第9条関係）</p> <p>[略] 開示請求書 [略]</p> <p>1・2 [略] 3 本人確認等</p> <p>[略]</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第9条関係）</p> <p>[略] 開示請求書 [略]</p> <p>1・2 [略] 3 本人確認等</p> <p>[略]</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード<u>又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)</u> <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

<p>[略]</p> <p>4 [略]</p> <p>様式第10号（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 100px; vertical-align: top;">[略] 訂正請求書 [略] [略]</td></tr> <tr><td>2 請求者本人確認書類</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>運転免許証</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>個人番号カード</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>その他()</td></tr> <tr><td>※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略] 訂正請求書 [略] [略]	2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他()	※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	[略]	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>4 [略]</p> <p>様式第10号（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 100px; vertical-align: top;">[略] 訂正請求書 [略] [略]</td></tr> <tr><td>2 請求者本人確認書類</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>運転免許証</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>個人番号カード<u>又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)</u></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>その他()</td></tr> <tr><td>※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略] 訂正請求書 [略] [略]	2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <u>又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)</u>	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他()	※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	[略]	[略]	[略]
[略] 訂正請求書 [略] [略]																					
2 請求者本人確認書類																					
<input type="checkbox"/> 運転免許証																					
<input type="checkbox"/> 個人番号カード																					
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書																					
<input type="checkbox"/> その他()																					
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。																					
[略]																					
[略]																					
[略]																					
[略] 訂正請求書 [略] [略]																					
2 請求者本人確認書類																					
<input type="checkbox"/> 運転免許証																					
<input type="checkbox"/> 個人番号カード <u>又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)</u>																					
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書																					
<input type="checkbox"/> その他()																					
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。																					
[略]																					
[略]																					
[略]																					
<p>様式第16号（第23条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 100px; vertical-align: top;">[略] 利用停止請求書 [略]</td></tr> </table>	[略] 利用停止請求書 [略]	<p>様式第16号（第23条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 100px; vertical-align: top;">[略] 利用停止請求書 [略]</td></tr> </table>	[略] 利用停止請求書 [略]																		
[略] 利用停止請求書 [略]																					
[略] 利用停止請求書 [略]																					

<p>[略] [略]</p> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>[略] [略] [略]</p>	<p>[略] [略]</p> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード<u>又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)</u></p> <p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>[略] [略] [略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。